

臨時議会の報告

7月12日 第4回臨時会

壱岐市ケーブルテレビ 施設条例の制定

壱岐市ケーブルテレビ事業は、90%強が国の補助事業であり、市の一般財源を含めた総額約46億2千800万円の事業である。その施設条例として、設置の目的・管理の代行・使用料に関する事項・加入申込、及び負担金等を、20条に定めている。壱岐市の3分の1相当の地域が、地上デジタル放送の視聴ができないことと、インターネット環境が不十分であることから、地域情報格差を是正し、ケーブルテレビによる情報通信整備を主な目的としている。

7月30日 第5回臨時会

壱岐市ケーブルテレビ 施設指定管理者の指定

※公募型プロポーザル方式により、民間企業に委託運営してコストを安く、住民ニーズにあったサービスの提供をするため、次の指定管理者を決定した。

指定管理者…関西ブロードバンド株式会社
代表取締役 三須
兵庫県神戸市中央区中道通2丁目3番2号

※公募型プロポーザル…事業提案を公募し、*市指定管理者選定委員会の委員が要項基準によって審査を行い、最も優れた指定管理者として随意契約するもの。
※市指定管理選考委員会…委員長・副市長、委員・各理事、教育次長、長崎総合科学大学教授で構成されている。

